

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 2 7 日

各障害児通所支援事業所 様

荒川区福祉部障害者福祉課

令和 2 年度特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業の
補助金請求等に関する自治体助成額の取扱いについて（通知）

日頃より荒川区の障害福祉事業について、ご協力いただき誠にありがとうございます。
この度、東京都発出の令和 3 年 1 月 1 3 日付け事務連絡「令和 2 年度特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業に関する補助金請求等について（依頼）」（以下、「都通知」という。）にて、令和 2 年 4 月提供分以降の補助金請求についての方法が示されました。それに伴い、令和 2 年度特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業を下記のとおり、荒川区で実施することといたしましたので、ご対応いただきますようお願いいたします。本通知については、上記の東京都の事務連絡と併せてお読みください。

記

1 請求について

（ 1 ）再請求時期

令和 2 年 4 月提供分

- ・過誤申立提出月 **令和 3 年 3 月請求（令和 3 年 3 月 1 9 日）まで**
- ・再請求月 **令和 3 年 4 月請求**

令和 2 年 5 ・ 6 月提供分

- ・過誤申立提出月 **令和 3 年 4 月請求（令和 3 年 4 月 2 0 日）まで**
- ・再請求月 **令和 3 年 5 月請求**

令和 2 年 7 ～ 1 2 月提供分

- ・過誤申立提出月 **令和 3 年 5 月請求（令和 3 年 5 月 2 0 日）まで**
- ・再請求月 **令和 3 年 6 月請求**

上記期日までの過誤申立及び再請求が困難な場合は、期限後の提出でも問題ありませんが、その際はご一報をお願いいたします。また、上記期日より前に過誤申立及び再請求を行う場合についても、ご一報をお願いいたします。

（ 2 ）令和 3 年 1 月提供分について

1 月提供分については、都通知のとおり、令和 3 年 2 月請求分で通常請求を

お願いいたします。

(3) 再請求に伴う必要書類

「補助対象額計算シート」 今回都通知で示されたもの

上記書類については、過誤申立と一緒にご提出をお願いいたします。

・令和2年5月まで

「(都独自様式)新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業に関連しての欠席に関する欠席時対応加算及び基本報酬の算定について」

・令和2年6月以降

「(都独自様式)新型コロナウイルス感染症に関連した代替的サービスの提供記録」

通常の請求時に提出していただいているものに関しては、再提出の必要はありません。

「利用者負担軽減後(3%)調整額結果票」

荒川区ホームページで公開いたしますので、以下「3 利用者負担軽減事業の取扱いについて」に記載する URL からダウンロードをお願いいたします。

2 上限管理がある場合について

上限管理がある利用者につきましては、荒川区の利用者負担軽減事業の計算があるため、東京都様式の「補助対象額計算シート」を作成した後、上限管理事業者へご提出ください。上限管理事業者につきましては、各事業者の「補助対象額計算シート」の補助対象合計額を足した後、荒川区の「利用者負担軽減後(3%負担)調整額結果票」での計算をお願いいたします。計算方法につきましては、次頁以降をご確認ください。

3 利用者負担軽減事業の取扱いについて

当該補助金請求の際に荒川区独自の利用者負担軽減事業の再計算が必要となります。当該補助金用の利用者負担軽減事業の計算シートを荒川区ホームページからダウンロードの上、事業所様において算定をお願いいたします。

(1) 算定方法

手順1 (各事業所での作業)

- 東京都様式の「補助対象計算シート」で利用者負担かかりまし分を計算する。

手順2 (各事業所での作業)

- での計算後、「補助対象計算シート」を上限管理事業者へ送付する。

手順3 (上限管理事業者での作業)

- 各事業所から送付された「補助対象計算シート」の「利用者負担額かかりまし分」について、各事業所の合計を出す。
- 各事業者の合計を「利用者負担軽減後(3%負担)調整額結果票」の「利用者負担かかりまし分合計」に入力する。また、各事業所の総費用額を当該結果票へ入力する。

↓ 東京都「補助対象計算シート」より各事業者の数値を合計したものを入力									
提供月	事業所名又は番号	上限月額	総費用額	利用者負担額 (上限管理前)	費用の3%相当額 $b \times 0.03$	a,dの小さい方の額	決定利用者負担額 (1割)	利用者負担額 確定額 (配分額)	自治体助成額
	a	b	c	d	e	f	g	h	
通常請求	A	37,200	71,792	7,179	2,153	2,153	7,179	6,395	784
	B	37,200	141,433	14,143	4,242	4,242	14,143	0	14,143
				0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0
合計						(あ)→ 6,395	21,322 ←(い)	6,395 ←(う)	
						(あ×い)の小さい方の額			
↓ 黄色のセルは東京都「補助対象計算シート」より各事業者の数値を合計したものを入力									
利用者負担かかりまし分合計			11,817	利用者負担額確定額(配分額)			自治体助成金額(配分額)		
利用者負担軽減適用後の利用者負担かかりまし分			3,545	A	2,850		A	0	
利用者負担軽減適用後の自治体助成額			8,272	B	0		B	6,655	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
				利用者負担返金額			自治体助成額返金額		
				A	3,545		A	784	
				B	0		B	7,488	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
					0			0	
令和 年 月 日				各事業所から利用者へ返還する金額となる。					
支給決定者氏名									

④手順4（上限管理事業者での作業）

- ・計算後の「利用者負担軽減後（3%負担）調整額結果票」を各事業所へ送付する。

⑤手順5（各事業所での作業）

- ・「利用者負担軽減後（3%負担）調整額結果票」の「自治体助成金額（配分額）」に計算された自事業所分の金額を再請求時の自治体助成額として入力し、国保連へ請求する。

↓ 東京都「補助対象計算シート」より各事業者の数値を合計したものを入力

提供月	事業所名又は番号	上限月額 a	総費用額 b	利用者負担額 (上限管理前) c	費用の 3%相当額 b×0.03 d	a,dの小さい 方の額 e	決定利用者 負担額 (1割) f	利用者負担額 確定額 (配分額) g	自治体助成額 h
通常請求	A	37,200	71,792	7,179	2,153	2,153	7,179	6,395	784
	B	37,200	141,433	14,143	4,242	4,242	14,143	0	14,143
				0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0
合計					(あ)→	6,395	21,322	(い)	
						利用者負担確定額 (あ)(い)の 小さい方の額	6,395	(う)	

↓ 黄色のセル：東京都「補助対象計算シート」より各事業者の数値を合計したものを入力

利用者負担にかかりました合計	11,817	利用者負担確定額(配分額)	自治体助成金額(配分額)
利用者負担軽減適用後の 利用者負担にかかりました分	3,545	A 2,850 B 0	A 0 B 6,655
利用者負担軽減適用後の 自治体助成額	8,272	0 0 0 0 0	0 0 0 0 0
利用者負担返金額		A 3,545 B 0	A 784 B 7,488
自治体助成額返金額		0 0 0 0	0 0 0 0

令和 年 月 日
支給決定者氏名

各事業所から利用者へ返還する金額となる。

手順6（各事業所での作業）

- ・「利用者負担軽減後（3%負担）調整額結果票」の「利用者負担返金額」に計算された自事業所分の金額を利用者へ返金する。

上限管理がない場合は、上限管理事業者での作業と記載あるところについても各事業所で作業をお願いいたします。

(2) 利用者負担軽減後（3%負担）調整額結果票の URL

URL : <http://172.22.31.85/cms8341/a030/shougaisha/jigyoushamuke/korona-hojyokin-r-02.html>

4 備考

- (1) 本事業は放課後等デイサービスが対象です。児童発達支援事業は補助の対象外です。
- (2) 代替支援に係る利用者負担についても補助対象です。
- (3) その他注意事項については、都通知をお読みください。都通知は東京都福祉保健局「東京都障害サービス情報」からご確認ください。

5 担当

荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係 萩原・霧山

電 話 : 03-3802-3111 (内線 2691 ・ 2683)